

# 平成 29 年度第 1 回ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会

## 議事要旨

1. 日 時 平成 29 年 4 月 17 日(火)13:00～15:00

2. 場 所 環境省第 3 会議室

3. 出席者:

<検討会委員> 櫻井委員、石井委員、柴田委員、土田委員

<関係者>

(茨 城 県) 保健福祉部保健予防課課長、保健予防課課長補佐、保健予防課主査、  
潮来保健所保健指導課課長、保健指導課主事

(神 栖 市) 健康福祉部健康増進課課長、健康増進課主査

<事務局> 環境リスク評価室長他

4. 検討会での確認事項

平成 28 年度第 1 回検討会の議事要旨(案)を確認した。

5. 議事概要

(1)緊急措置事業の実施状況について

茨城県より、緊急措置事業の実施状況について報告があった。

(2)ジフェニルアルシン酸等のリスク評価第 4 次報告書について

事務局より、ジフェニルアルシン酸等のリスク評価第 4 次報告書(案)について報告し、案のとおり了承された。

(3)その他

その他の主な議論は、以下のとおり。

○ 茨城県より、緊急措置事業の目的の達成には至っていないと認識しており、地元においては、本年 6 月以降も緊急措置事業の継続が求められている状況にあるとの説明があった。

○ 茨城県より、医療手帳交付者のうち、健康管理調査対象者を除く者への脳血流シンチ検査及び頭部 MRI 検査の頻度は、これまで、臨床検討会の決定に基づき、それぞれ、2 回続けて無所見の場合は次回実施しない、初回のみ(以降、有所見者のみ)としているが、対象者から希望があることに鑑み、今後は継続して検査を実施できるようにしたいとの意見があった。これに対し、委員からも、脳の萎縮については、DPAA の影響があるか不明であり、これからも経過観察していくことが望ましく、また、頻度については、頭部 MRI 検査は 2、3 年に一度、脳血流シンチ検査は数年に一度程度が適当であるとの意見があった。

- 茨城県より、小児支援体制整備事業について、対象者の年齢が15歳を超えても就労等の支援が必要な状況であり、実態上も15歳を超えた者を支援の対象としていることから、緊急措置事業の要綱<sup>※1</sup>および要領<sup>※2</sup>において明確化を図ってほしいとの要望があり、委員から、その必要性について認められた。
- 委員から、ジフェニルアルシン酸のばく露に起因するものでないことが明らかな疾病等及び明らかになった疾病等については、医療費支給対象から除外すると要綱<sup>※1</sup>に記載があるが、今回のリスク評価書とりまとめを踏まえて明確化を図り、現場が判断しやすいようにすべきとの意見があり、次回の検討会で検討することとなった。
- 茨城県より、健康診査実施機関について、専門的な医師による小児科神経発達検査の実施が可能である茨城県立医療大学付属病院の追加の要望があり、了解された。

※1 「茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」

※2 「茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要領」